平成２２年（フ）第３８６号
茨城県石岡市池の台10051番地　13号棟304号
債務者　石塚　　誠
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９４号
茨城県つくばみらい市長渡呂１番地65、前住所千葉県柏市西原４丁目13番20号　パールハイツ岡田Ⅱ―203号
債務者　中静　一枝（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成22年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４０５号
茨城県土浦市中高津１丁目12番48号　サンハイツ飯田Ａ203
債務者　大澤ひとみ（旧姓君山）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４８号
金沢市御所町１丁目322番地
債務者　田﨑紀代子
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５２７号
石川県白山市宮保新町99番地　メゾン・プチジェンヌ107号室、従前の住所石川県白山市宮永町325番地２
債務者　芳原　春夫
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５４８号
白山市鶴来水戸町３丁目15番地
債務者　曽賀　靜枝
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５４９号
金沢市東力４丁目159番地　ハイツカトレア202号室、従前の住所金沢市中屋町86街区３番地１、従前々の住所金沢市神野３丁目50番地
債務者　海道美津代
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第５５６号
金沢市古府１丁目75番地　県営住宅４棟５号
債務者　戸水　泰治
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４０２号
岐阜県羽島市正木町新井851番地　サンハイム山川103号室
債務者　塚岡　健仁
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第４７８号
岐阜県関市巾２丁目210の１　アンビエンテはば801号、住民票上の住所岐阜県美濃市前野146番地
債務者　市原　和子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８１号
岐阜市川部２丁目108番地８
債務者　馬場　雅史
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８４号
岐阜県本巣市根尾大井668番地
債務者　中野　米子
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第６８６号
岐阜県瑞穂市居倉644番地１
債務者　橋本　美鈴
1　決定年月日時　平成22年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
大津市中央３丁目３番32号
債務者　杉江　誉子（旧姓雲）
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９５号
兵庫県姫路市網干区垣内東町103番地ロイヤルコーポＧⅡ―Ｂ
債務者　馬場　　忍
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８３７号
兵庫県赤穂市有年楢原850番地
債務者　ＡＮＴＷＯＲＫこと　鍋野　武夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４３号
兵庫県加古川市神野町日岡苑18番地の５
債務者　岩野　和弘
1　決定年月日時　平成22年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部